



多重債務
に陥らない
ために!

多重債務に陥るきっかけは、突然の失業や不意の出費などによる生活のための借金、計画性のないクレジットカードの利用、知人等の連帯保証…など、あなたの身近にあります。

多重債務に陥らないために
次のことに気をつけましょう!!

《ふだんの生活の中で》

- ・生活設計を立て、日々の生活に必要なお金、いざというときの備えのお金などを考えておきましょう。
- ・クレジットカードは、管理できる枚数にし、毎月の支払額を把握しましょう。
- ・買いたいものは、今本当に必要なものか考えてみましょう。



《借りるときには》

- ・借入れ限度額内だからと、安易にキャッシングを利用しないようにしましょう。



悩まずに
相談を!!

多重債務は、様々な方法によって必ず解決することができます。

借りては返すような日々を送って、一人で悩んでいても何も解決しません。返済に追われる苦しい生活から、一日も早く借金を整理して、落ち着いた生活に戻れるようにしましょう。

ほんの少し勇気を出して、
今の困難から楽になりましょう。

ご家族からの相談も
受付けています。



中央区消費者相談専用ダイヤル
TEL 3543-0084

平日(月～金曜日) 午前9時から午後4時まで

多重債務で
お悩みでは
ありませんか?



借金問題は
必ず解決できます!

中央区 消費生活センター



多重債務 とは？

多重債務とは、すでにある借金の返済に充てるために、他の金融業者から借入を繰り返して、利息の支払いがかさんでしまい、雪だるま式に借金が増え続けていく状態のことを言います。

また、どのくらいからが多重債務かという、個人の返済能力によって違ってきますが、返済していくことが難しい、厳しいと思ったら、それは多重債務です。

ご自分の現状を見つめなおし、
早めにご相談ください。



多重債務の 4つの 解決方法

多重債務状態になると、個人の力だけでの解決はきわめて困難となります。

そのため、弁護士や司法書士を介しての債務整理や裁判所による自己破産を受けるケースが増えています。早期の問題の発見と解決が肝心になっています。

1 任意(私的)整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、債権者との話し合いで返済方法を和解決します。利息制限法に基づき利息の引き直し計算すると残債務の圧縮や過払金の返還請求ができる場合があります。



3 個人版民事再生

地方裁判所に個人再生の申立てをして認可された再生計画に基づき、計画通りに返済すれば元本の一部が免除されます。



2 特定調定

簡易裁判所に特定調定の申し立てをして、調停委員のあっせんに基づいて債務整理を行います。



4 自己破産

地方裁判所に自己破産申立てをし、裁判所の審理によって認められれば破産宣告を受けます。同時に免責の申立てをして決定を受ければ、借金が免除されます。

ただし、自己破産後5~7年間は銀行等からの借金やクレジットカードの発行が受けられなくなります。